

策定 平成 16 年 11 月 26 日 環事企第 1 号

変更 平成 21 年 4 月 1 日 環事企第 090401001 号

変更 平成 23 年 4 月 1 日 環事企第 110401003 号

変更 平成 28 年 2 月 16 日 環事企第 160216001 号

豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設に係る受入基準

中間貯蔵・環境安全事業株式会社

中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「JESCO」といいます。）は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業（以下「処理事業」といいます。）の実施に当たり、豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る安全性と環境保全の確保に関する協定書第 4 条の規定に基づき、豊田ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設（以下「処理施設」といいます。）に係る受入基準を次のとおり定めます。

第 1 趣旨

この受入基準は、搬入者が処理施設にポリ塩化ビフェニル廃棄物（以下「PCB廃棄物」といいます。）を搬入しようとする際に遵守していただくかなければならない基準です。

第 2 搬入者

処理施設に PCB 廃棄物を搬入できる者は、豊田市内での PCB 廃棄物（受入対象物に限る。）の収集運搬業の許可を得て、かつ、豊田市と「PCB 廃棄物の収集運搬における安全性と環境保全性の確保に関する協定」を締結した収集運搬事業者であって、JESCO が関係法令、環境省が定める PCB 廃棄物収集・運搬ガイドライン及び本受入基準（以下「受入基準等」といいます。）を遵守できると認定して入門許可証を交付した収集運搬事業者のみとします。この受入基準では処理施設に PCB 廃棄物を搬入できる者を「搬入者」といいます。

第 3 受入対象物

(1) 処理施設に搬入することができる PCB 廃棄物は、次に掲げる PCB 廃棄物であって、かつ JESCO と処分委託契約を締結しているものです。

- ① 寸法が幅 3,300mm 以下、奥行 2,500mm 以下、高さ 3,000mm 以下であって、かつ重量が 12t 以下の高圧トランス及び高圧コンデンサ並びにこれらと類似した構造を有する電気機器

(照明器具用安定器、家電製品用コンデンサ、ネオトランス等の異なる構造を有する電気機器を除きます。)

- ② 電気機器の付属品(予めポリ塩化ビフェニル(以下「PCB」といいます。)を抜油したものに限ります。)
 - ③ PCB
 - ④ PCBを含む油
 - ⑤ 第4に掲げる漏れ防止型金属容器、漏れ防止型金属トレイ及び液漏れ機器用漏れ防止型金属容器
 - ⑥ ①から④までのPCB廃棄物の保管容器であって、鉄、ステンレススチール、アルミ等の金属製又はガラス製若しくは陶磁器製であるもの
 - ⑦ PCB廃棄物の収集運搬に使用された吸収材(セルロース系材質のものであって、フェルト状又はブランケット状となったものに限ります。)、ウエス、ロープ及びワイヤー
- (2) (1)の各号に掲げるPCB廃棄物のうち、処理に当たって特別な措置を要する構造、材質等を有するものについては、搬入前の調査、試験、作業等を行う又は行っていただくことがあります。

第4 運搬容器

- (1) 搬入者は、処理施設に搬入するPCB廃棄物(第3(1)①に掲げるもののうち、その外面にPCBの付着又は接液が認められ、かつ抜油又は目止め材による補修により漏洩防止措置を講じていないもの(以下「液漏れ機器」といいます。)及び⑤に掲げるものを除きます。)については、別表1の上欄に示す条件に適合する漏れ防止型金属容器(以下「漏れ防止型金属容器」といいます。)又は別表3の上欄に示す条件に適合する液漏れ機器用漏れ防止型金属容器(以下「液漏れ機器用漏れ防止型金属容器」といいます。)を、別表1の下欄に示すとおりに管理し使用して運搬しなければなりません。
- (2) 搬入者は、第3(1)①に掲げるPCB廃棄物(液漏れ機器を除きます。)がクレーン用の吊手を有していない場合は、消防法に規定する運搬容器であって金属製のもの(以下「金属製消防容器」といいます。)に漏洩しないよう収納した上で、漏れ防止型金属容器又は液漏れ機器用漏れ防止型金属容器を、別表1の下欄に示すとおりに管理し使用して運搬しなければなりません(この場合において、同表の下欄中、「PCB廃棄物」とあるのは「金属製消防容器」と読み替えるものとします。))。
- (3) 搬入者は、鉄製又はステンレススチール製のドラム缶又はペール缶に収納されていない第

- 3 (1)③又は④に掲げるPCB廃棄物については、鉄製又はステンレススチール製のドラム缶又はペール缶に収納した上で、漏れ防止型金属容器又は液漏れ機器用漏れ防止型金属容器を、別紙1の下欄に示すとおりに管理し使用して運搬しなければなりません（この場合において、同表の下欄中、「PCB廃棄物」とあるのは「鉄製又はステンレススチール製のドラム缶又はペール缶」と読み替えるものとします。）。
- (4) 搬入者は、第3(1)①（液漏れ機器を除きます。）、②又は⑥に掲げるPCB廃棄物の寸法が漏れ防止型金属容器若しくは液漏れ機器用漏れ防止型金属容器に入らない場合又は重量が3.5tを超える場合には、別表2の上欄に示す条件に適合する漏れ防止型金属トレイ（以下「漏れ防止型金属トレイ」といいます。）を、同表の下欄に示すとおりに管理し使用して運搬しなければなりません。但し、車載型トランスは、本項に関係なく第4(1)を適用します。
- (5) 搬入者は、液漏れ機器については、次に掲げるいずれかの運搬容器及び方法により運搬しなければなりません。
- ① 液漏れ機器用漏れ防止型金属容器を別表3の下欄に示すとおりに管理し使用すること。
 - ② 漏れ防止型金属容器を別表3の下欄に示すとおりに管理し使用すること。ただし、金属製消防容器に収納した状態である場合に限り（この運搬方法において、同表の下欄中、「外装容器」は「漏れ防止型金属容器」を、「内装容器」は「金属製消防容器」を指すものとします。）。
 - ③ 漏れ防止型金属トレイを別表2の下欄に示すとおりに管理し使用すること。ただし、液漏れ機器が金属製消防容器に収納された状態であって、寸法又は総重量のいずれかの要件により漏れ防止型金属容器又は液漏れ機器用漏れ防止型金属容器を使用できない場合に限り（この運搬方法において、同表の下欄中、「PCB廃棄物」とあるのは「金属製消防容器」と読み替え、別表3の下欄7項(2)の規定を「内装容器」は「金属製消防容器」を指すものとして準用するものとします。）。
- (6) 搬入者は、PCB廃棄物を運搬するに当たっては、処理施設にPCB廃棄物を搬入するために行うPCB廃棄物の積み込み作業、運搬作業又は積下し作業（以下「運搬作業等」といいます。）を行う際に、漏れ防止型金属容器中、漏れ防止型金属トレイ中又は液漏れ機器用漏れ防止型金属容器中にPCBを飛散させ又は流出させることがないように予めPCBを密封する措置を講じなければなりません。

第5 運搬車両

搬入者は、処理施設にPCB廃棄物を搬入する場合には、別表4に示す運搬車両を使用し

なければなりません。

第6 GPSシステム

- (1) 搬入者は、JESCOが別表5に定めるGPSによる運行状況管理システム（以下「GPSシステム」といいます。）を備えた上で、運搬車両にその運行状況等の情報を発信する車両運行状況発信装置を搭載しなければなりません。
- (2) 搬入者は、JESCOが別表6に定める方法によりGPSシステムを適正に運用しなければなりません。

第7 作業者の教育・訓練

- (1) 搬入者は、PCB廃棄物の収集運搬に従事する者（以下「従事者」といいます。）に対して、PCB廃棄物を安全かつ確実に取り扱えるようにするために必要な収集運搬方法及び緊急時の対応方法並びに処理施設へのPCB廃棄物の搬入を的確に行えるようにするために必要な受入基準等についての教育・訓練をしなければなりません。
- (2) (1)の教育・訓練は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが実施するPCB廃棄物の収集運搬作業従事者講習会又はこの講習会を修了した安全管理責任者若しくは運行管理責任者により行うものとします。

第8 収集運搬の安全の確保等

- (1) 搬入者は、運搬作業等について、PCB廃棄物からPCBを飛散させ又は流出させることがないように受入基準等に適合した従事者及び機材を用いなければなりません。
- (2) 搬入者は、運搬作業等を行う際に、事故等により他人に与えた損害を賠償できるようにするために、自動車保険その他の適切な保険に保険金額3億円を下限として加入していなければなりません。

第9 水の付着等

従事者が運搬車両又は運搬容器に積み込むPCB廃棄物及び吸収材は、原則として雨水その他の水が付着し、又は吸着していないものでなければなりません。

第 10 搬入経路等

(1) 搬入者は、豊田市による搬入経路の指導内容を遵守するとともに、次に掲げる地点を通過する際に運搬車両に搭載した車両運行状況発信装置を用いて車両の位置情報を発信しなければなりません。

- ① 豊田市内のPCB廃棄物の収集を終えた後、処理施設まで運搬する際の国道 153 号、国道 155 号、国道 248 号、国道 301 号、国道 419 号のいずれかに入った地点（再度、入った場合の発信）
- ② 愛知県内（豊田市を除く）のPCB廃棄物の収集を終えた後、処理施設まで運搬するために、愛知県内から豊田市内へ入る際の国道 153 号、国道 155 号、国道 248 号、国道 301 号、国道 419 号を利用して豊田市内に入った場合はその市境地点（高速道路を用いて、豊田市内に搬入する場合を除く）
ただし、隣接市町村の市境付近でPCB廃棄物の収集を終えた後、各国道を利用せずに豊田市内に入った場合は、各国道に入る交差点
- ③ PCB廃棄物の収集を終えた後、処理施設まで運搬するために高速道路を用いる場合には、最寄りの高速道路のインターチェンジへ入る際の料金所及び東名高速道路豊田インターチェンジを出る際の料金所
- ④ 上記①～③のいずれの場合にあっても、国道 155 号「鴻ノ巣橋北」交差点又は国道 153 号「広久手町 6 丁目」交差点

(2) 搬入者は、保管事業場からのPCB廃棄物の運搬に先立ち、収集運搬の都度、運搬容器並びに運搬経路、予定日時及び気象状況に応じた対応等を記載した保管事業場から処理施設までの運搬計画をJESCOに提出しなければなりません。

第 11 搬入時間帯

搬入者は、JESCOが指定した時間帯に処理施設に搬入しなければなりません。

第 12 受入拒否

JESCOは、受入基準等に違反したPCB廃棄物の搬入は、拒否するものとします。

別表 1 漏れ防止型金属容器

(構造等)

1. 外形・強度

- (1) 漏れ防止型金属容器（以下本表において「容器」という。）の外寸は、幅2,000mm以下、奥行1,475mm(又は2,950mm)以下であって、かつ、高さが2,050mm以下であること。
車載型トランス用の外寸は、幅2,700mm、奥行2,800mm、高さ1,200mm程度であること。
- (2) 容器本体に次の表示がされていること。
 - ① 所有者又は管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ② 器の総自重
- (3) 自重を含めて5tの重量があるときに、フォークリフトで持ち上げた場合又は、クレーンで吊り上げた場合に、容器本体、フォークポケット及びクレーン用の吊手にゆがみ、変形、破損その他の異常が認められないこと。
- (4) 運搬するPCB廃棄物に含まれる液量の1.25倍以上の空間容量を有し、その空隙に同液量の1.1倍以上を吸収できる吸収材を入れることができること。

2. 材質

ステンレススチール製であること。

3. 構造

- (1) 底面及び側面が密閉構造であり、蓋を閉めたときに雨水が内部に侵入しない構造であること。
- (2) 蓋は容器が転倒しても容易に外れることがなく、かつ、内容物が飛散又は流出することがない構造であること。
- (3) 底面には4方向からフォークリフトで荷役できるフォークポケットを有すること。
- (4) 容器本体4隅及び蓋にクレーン用の吊手を有し、安全に持ち上げられる構造であること。
- (5) 容器内面は容易に拭き取りができるように、複雑な形状及び表面の凹凸を避けること。
- (6) 取付け及び取外を容易に行うことができる仕切板による内部仕切ができる構造であること。
- (7) 容器は、運搬時に転倒又は落下することのないように、運搬車両荷台に固定できること。
- (8) PCB廃棄物を固定した状態での運搬中の急制動、急カーブ等の際に容器の形状が保たれるようPCB廃棄物を固定できること。

(管理・使用方法等)

1. 容器の使用前確認

容器の使用に当たっては、その都度、次に掲げる状態にあることを目視で確認するとともに、収容しようとする物の重量及び容器の自重の合計が5t以下になることを確認すること。

- (1) PCBの付着がないこと。
- (2) 錆等による腐食がないこと。
- (3) 著しい損傷がないこと。

2. 吸収材

(1) 吸収材は、次に掲げる要件を備えたものを使用すること。

- ① 材質はセルロース系であり、形状はフェルト状又はブランケット状であること。
- ② PCBを吸収しやすく、かつ水を吸収しにくいものであること。
- ③ PCBを吸収した状態で持ち上げたときに、容易に漏洩し、滴下し、又は流出しないものであること。
- ④ PCBを吸収した場合には、それが目視で判別できるものであること。

(2) 3の要件に適合させるために袋等に収容して使用する場合には、当該袋等についても、(1)に掲げる①から③までの要件を全て備えたものであること。

この場合における当該袋等については、内部の吸収材がPCBを吸収したか否かについての判別が困難となることがないような色、厚さの生地を使用すること。

3. 吸収材の使用法

- (1) 所定の量の吸収材を空隙に入れること。
- (2) 吸収材は、容器内に立ち入らずに容易に取り出せる状態で使用すること。

4. 容器の固定

- (1) 容器は、運搬時に転倒又は落下することがないように運搬車両荷台（JRコンテナに容器を収納する場合にはそのJRコンテナ）に固定すること。
- (2) PCB廃棄物を固定した状態での運搬中の急制動、急カーブ等の際に容器の形状が保たれるよう固定すること。

5. PCB廃棄物の取り出し作業を容易にするための措置

容器内のPCB廃棄物の取り出し作業を容器外から容易に行うことができるよう、次のいずれかの措置を講ずること。

- (1) クレーンで持ち上げることができるインナートレイ（容器内に収納できる荷受け用の小型トレイ）上にPCB廃棄物を固定して収容すること。この場合、固定するPCB

廃棄物の重量及びインナートレイの自重の合計が2t以下であること。

- (2) 積載時に使用したクレーン用のワイヤーを取り外さずにおき、PCB廃棄物の取り出し時に容易にクレーンにかけられるように収容しておくこと。

6. PCB廃棄物の転倒等の防止

荷役時及び運搬時に、容器内でPCB廃棄物が転倒等により破損することがないように内部仕切等必要な措置を講ずること。5(1)の方法による場合は、インナートレイ上で固定することによい。

別表2 漏れ防止型金属トレイ

(構造等)

1. 外形・強度

- (1) 漏れ防止型金属トレイ（以下本表において「トレイ」という。）の外寸は、幅2,850mm以下、奥行3,550mm以下であって、かつ、高さが950mm以下（底部フレーム+トレイ深さ800mm以上）、自重3t以下であること。
- (2) トレイ本体に次の表示がされていること。
- ① 所有者又は管理者の氏名又は名称及び連絡先
 - ② トレイの総自重
- (3) 無負荷の状態でクレーンで吊り上げた場合に、トレイ本体及びクレーン用の吊手にゆがみ、変形、破損その他の異常が認められないこと。
- (4) 800mm以上の壁面高さを有し、又は200mm以上の壁面高さ及び運搬するPCB廃棄物に含まれる液量の1.25倍以上の空間容量を有し、同液量の1.1倍以上を吸収できる吸収材を入れることができること。

2. 材質

ステンレススチール製であること。ただし、再使用しないトレイにあつては鉄製でもよい。

3. 構造

- (1) 底面及び側面からPCB廃棄物が漏洩しない構造であること。
- (2) 吊り上げるときに最も形状を保ち易い4ヶ所にクレーン用の吊手を有し、安全に持ち上げられる構造であること。
- (3) 容器内面は容易に拭き取りができるように、複雑な形状及び表面の凹凸を避けること。

(4) トレイは、運搬時に転倒又は落下することのないように、トレイの4隅又はこれに代わる適切な位置にフック等の器具を設けて運搬車両荷台に固定できること。

(5) PCB廃棄物を固定した状態での運搬中の急制動、急カーブ等の際にトレイの形状が保たれるようPCB廃棄物を固定できること。

(管理・使用方法等)

1. トレイの使用前確認

トレイの使用に当たっては、その都度、次に掲げる状態にあることを目視で確認すること。

- (1) PCBの付着がないこと。
- (2) 錆等による腐食がないこと。
- (3) 著しい損傷がないこと。

2. 吸収材

(1) 吸収材は、次に掲げる要件を備えたものを使用すること。

- ① 材質はセルローズ系であり、形状はフェルト状又はブランケット状であること。
- ② PCBを吸収しやすく、かつ水を吸収しにくいものであること。
- ③ PCBを吸収した状態で持ち上げたときに、容易に漏洩し、滴下し、又は流出しないものであること。
- ④ PCBを吸収した場合には、それが目視で判別できるものであること。

(2) 3の要件に適合させるために袋等に収容して使用する場合には、当該袋等についても、(1)に掲げる①から③までの要件を全て備えたものであること。この場合における当該袋等については、内部の吸収材がPCBを吸収したか否かについての判別が困難となることがないような色、厚さの生地を使用すること。

3. 吸収材の使用法

- (1) 所定の量の吸収材を入れること。
- (2) 吸収材は、トレイ内に立ち入らずに容易に取り出せる状態で使用すること。

4. トレイの固定

- (1) トレイは、運搬時に転倒又は落下することがないように運搬車両荷台に固定すること。
- (2) PCB廃棄物を固定した状態での運搬中の急制動、急カーブ等の際にトレイの形状が保たれるよう固定すること。

5. 防水シートによる被覆

トレイ及びPCB廃棄物は、水が付着又は浸透しないよう常に防水シートで被覆する等

必要な措置を講じて運搬すること。

6. PCB廃棄物の固定

運搬時にPCB廃棄物が転倒又は落下により破損することがないように運搬車両又はトレイに固定することその他必要な措置を講ずること。

別表3 液漏れ機器用漏れ防止型金属容器

(構造等)

1. 外形・強度

(1) 液漏れ機器用漏れ防止型金属容器（以下本表において「外装容器」という。）の外寸は、幅2,000mm以下、奥行1,475mm(又は2,950mm)以下であって、かつ、高さが2,050mm以下であること。

車載型トランス用の外装容器の外寸は、幅2,700mm、奥行2,800mm、高さ1,200mm程度であること。

(2) 外装容器本体に次の表示がされていること。

① 所有者又は管理者の氏名又は名称及び連絡先

② 外装容器の総自重

(3) 自重を含めて5tの重量があるときに、フォークリフトで持ち上げた場合又はクレーンで吊り上げた場合に、外装容器本体、フォークポケット及びクレーン用の吊手にゆがみ、変形、破損その他の異常が認められないこと。

(4) 運搬するPCB廃棄物に含まれる液量の1.25倍以上の空間容量を有し、その空隙に同液量の1.1倍以上を吸収できる吸収材を入れることができること。

2. 材質

ステンレススチール製であること。

3. 構造

(1) 底面及び側面からPCB廃棄物が漏洩しない構造であり、蓋を閉めた外装容器に20キロパスカルの空気圧力を10分間加えたときに外装容器内の空気が外装容器外に漏洩しない構造であること。

(2) 蓋は外装容器が転倒しても容易に外れることがなく、かつ、内容物が飛散又は流出することがない構造であること。

(3) 外装容器の底面には4方向からフォークリフトで荷役できるフォークポケットを有すること。

(4) 外装容器本体4隅及び蓋にクレーン用の吊手を有し、安全に持ち上げられる構造であ

ること。

- (5) 火災時に外装容器の破損が生じないよう十分な量の蒸気を放出することができ、かつ外装容器の転倒、落下等により容易に破損しない安全装置を有すること。
- (6) 外装容器内外の圧力差が生じるときに安全に蓋を開けられる構造であること。
- (7) 外装容器内面は容易に拭き取りができるように、複雑な形状及び表面の凹凸を避けること。
- (8) 取付け及び取外を容易に行うことができる仕切板による内部仕切ができる構造であること。
- (9) 外装容器は、運搬時に転倒又は落下することのないように、運搬車両荷台に固定できること。
- (10) 収納物を固定した状態での運搬中の急制動、急カーブ等の際に外装容器の形状が保たれるよう収納物を固定できること。

(管理・使用方法等)

1. 外装容器へのPCB廃棄物の収納方法

PCB廃棄物は、運搬作業等に支障のない密封性のある金属製の容器（以下「内装容器」という。）に収納した状態で外装容器に収納すること。

2. 外装容器の使用前確認

外装容器の使用に当たっては、その都度、次に掲げる状態にあることを目視で確認するとともに、収容しようとする物の重量及び外装容器の自重の合計が5t以下になることを確認すること。

- (1) PCBの付着がないこと。
- (2) 錆等による腐食がないこと。
- (3) 著しい損傷がないこと。

3. 吸収材

(1) 吸収材は、次に掲げる要件を備えたものを使用すること。

- ① 材質はセルロース系であり、形状はフェルト状又はブランケット状であること。
- ② PCBを吸収しやすく、かつ水を吸収しにくいものであること。
- ③ PCBを吸収した状態で持ち上げたときに、容易に漏洩し、滴下し、又は流出しないものであること。
- ④ PCBを吸収した場合には、それが目視で判別できるものであること。

(2) 4の要件に適合させるために袋等に収容して使用する場合には、当該袋等についても、(1)に掲げる①から③までの要件を全て備えたものであること。この場合におけ

る当該袋等については、内部の吸収材がPCBを吸収したか否かについての判別が困難となることがないように色、厚さの生地を使用すること。

4. 吸収材の使用方法

- (1) 所定の量の吸収材を空隙に入れること。
- (2) 吸収材は、外装容器内に立ち入らずに容易に取り出せる状態で使用すること。

5. 外装容器の固定

- (1) 外装容器は、運搬時に転倒又は落下することがないように運搬車両荷台（JRコンテナに外装容器を収納する場合にはそのJRコンテナ）に固定すること。
- (2) 収納物を固定した状態での運搬中の急制動、急カーブ等の際に外装容器の形状が保たれるよう固定すること。

6. PCB廃棄物を収納した内装容器の取り出し作業を容易にするための措置

外装容器内のPCB廃棄物を収納した内装容器の取り出し作業を外装容器外から安全かつ容易に行うことができるよう、次のいずれかの措置を講ずること。

- (1) クレーンで持ち上げることができるインナートレイ（外装容器内に収納できる荷受け用の小型トレイ）上に内装容器を固定して收容すること。この場合、PCB廃棄物を収納した内装容器の重量及びインナートレイの自重の合計が2t以下であること。
- (2) 積載時に使用したクレーン用のワイヤーを取り外さずにおき、PCB廃棄物を収納した内装容器の取り出し時に容易にクレーンにかけられるように收容しておくこと。

7. 内装容器の転倒、破損等の防止

- (1) 荷役時及び運搬時に、外装容器内で内装容器が転倒等により内装容器が破損することがないように内部仕切等必要な措置を講ずること。6(1)の方法による場合は、インナートレイ上で固定することによい。
- (2) 荷役時及び運搬時に、内装容器内のPCB廃棄物の転倒等により内装容器が破損することがないように必要な措置を講ずること。

別表4 運搬車両

1. 運搬車両は、20t車（総重量40t）以下であること。
2. トレーラートラックで運搬する場合には、トレーラー（荷台部）全長13m以下の車両を使用すること。

3. 漏れ防止型金属容器により運搬する場合には、プラットフォーム上のフォークリフトにより車両側面から積み下ろせること。このため、荷台の高さが0.7m以上であること。
4. 寸法が漏れ防止型金属容器に入らない又は重量が3.5トンを超えるPCB廃棄物を漏れ防止型金属トレイにより運搬する場合には、漏洩がない限りトレーラーにそのトレイを固定した状態でPCB廃棄物を天井クレーン（揚程5.2m）により積み下ろすことから、運搬車両は低床型（荷台高さ0.68m以下）トレーラーとする。但し、PCB廃棄物の高さが2.5m以下であれば、低床型トレーラー以外の運搬車両（荷台高さ1.18m以下）を用いることも可能である。

別表5 GPSシステム

1. GPSシステムを構成する機器

GPSシステムは、運搬車両にその運行状況等の情報を発信する車両運行状況発信装置（以下「車載装置」という。）を備えるとともに、当該運搬車両の運行を管理する事業所に車載装置が発信する情報を受信し運搬車両の運行状況を管理する運行状況管理設備（以下「管理設備」という。）を備えるものとする。

2. 車載装置の機能

車載装置は、以下の機能を備えるものとする。

- (1) 衛星通信その他の方法による管理設備との情報の送受信
- (2) 全球測位システムを用いた運搬車両の位置の測定
- (3) 加速度センサー等による運搬車両に加わる加速度の検出
- (4) 運搬車両速度の測定
- (5) (3)を用いた、予め指定していた運行状態から逸脱した異常状態の検出（以下「異常状態の検出」という。）
- (6) 運転従事者からの渋滞等の道路状況や運転従事者の体調不良等の運搬状況に関する情報の入力
- (7) 自動または手動による(2)～(6)の情報の発信

3. 異常状態の検出の定義

2(5)に定める異常状態の検出とは、急ブレーキ、急発進等により運搬車両に加わる加速度が予め指定した値を超えた時とする

4. 車載装置が発信する情報

車載装置が発信する情報は、以下のとおりとする。

- (1) 運搬車両を識別することができる情報
- (2) 運搬車両の現在位置（全球測位システムにより取得した緯度経度）を示す情報
- (3) 運搬状態を識別する情報（運行開始・運行終了、積込み（収集）開始・積込み（収集）終了、積下ろし（搬入）開始・積下ろし（搬入）終了、休息開始・休息終了、積替え開始・積替え終了、仮眠開始・仮眠終了、待機開始・待機終了等）
- (4) 運搬中の個々のPCB廃棄物を識別することができる情報
- (5) 運転従事者が連絡が必要であると判断した時（以下「緊急事態」という。）に、その状態を含め運転従事者により入力された情報

5. 緊急事態の定義

4. (5)に定める緊急事態とは以下の時とする

- (1) 運搬車両の接触、横転等の交通事故発生時
- (2) 地震、洪水等の自然災害や運転従事者の急病等により、収集運搬の継続が困難となった時
- (3) その他不測の事態が発生した時

6. 情報発信の時期

車載装置による情報発信の時期及びそれぞれの時期に発信される情報は以下のとおりとする。

情報発信の時期	発信される情報 (4に掲げる項目番号)
運行開始・運行終了 休息開始・休息終了 仮眠開始・仮眠終了 待機開始・待機終了	(1)、(2)、(3)
積込み開始・積込み終了	(1)、(2)、(3)、(4)
積下ろし開始・積下ろし終了	(1)、(2)、(3)
積替え開始・積替え終了	(1)、(2)、(3)
運行中（運行開始から運行終了までの30分 毎）	(1)、(2)、(3)
JESCOが指定する地点を通過したとき	(1)、(2)、(3)
異常状態の検出の時	(1)、(2)、(4)、(5)
緊急事態の発生時	(1)、(2)、(4)、(5)

7. 管理設備の機能

管理設備は以下の機能を備えなければならない。

- (1) 車載装置から発信された情報の蓄積、整理
- (2) (1)の情報を軌跡地図、走行履歴等の形式による表示
- (3) 日報の作成
- (4) 他機関等への情報の提供
- (5) 3に定める異常状態の検出の時に、車載装置に運搬状況を確認する信号を発信
- (6) (5)の後、車載装置からの応答がなく、その状態が30分間続いた場合、関係機関への自動による通報の配信
- (7) 緊急事態の発生時に運転従事者からの通報による関係機関への通報等の配信

8. 管理設備が関係機関に行う通報の内容

7.(6)及び(7)において管理設備が関係機関に行う通報（以下「緊急通報」という。）の内容は、以下のものを含むものとする。

- (1) 搬入者の社名、住所、連絡先
- (2) 緊急事態が発生した場所
- (3) 緊急事態が発生した運搬車両の名称、車種、ナンバー
- (4) 緊急事態が発生した運搬車両の運転従事者の氏名、連絡先
- (5) 緊急事態が発生した運搬車両に積載しているPCB廃棄物の数量、荷主
- (6) 緊急事態に対応するにあたって留意すべき事項
- (7) PCBの毒性等緊急対応のための情報（イエローカード相当の情報）

9. 緊急通報の配信は以下の関係機関に対し、FAX又はその他の手段により行うことができるものとする。

- (1) JESCO
- (2) PCB廃棄物処理施設の存する都道府県又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第24条の2に規定する政令で定める市
- (3) その他JESCOが指定する機関

10. GPSシステムの導入方法

GPSシステムは、搬入者が自ら整備するほか、自らの責任においてこのようなサービスを提供する事業者と契約することにより整備してもよいこととする。

別表6 GPSシステムの運用方法

1. 車載装置の運搬車両への固定

運搬車両に搭載した車載装置は、車両に固定して使用し、他の車両には用いないこと。

2. 緊急事態の発生時の連絡体制の確保

搬入者は、PCB廃棄物の収集運搬を行っている時はGPSシステムを必ず用いて、運行状況を把握し、異常状態の検出時を含め緊急事態が生じた時には速やかに運転従事者との連絡を行う等の対応が可能な体制を確保すること。

また、搬入者は緊急事態が生じた時には、JESCO及びJESCOが定める通報先に連絡すること。

3. JESCOへの情報提供

搬入者は、積込み完了時、積替え完了時、積下ろし完了時に、時刻、位置及びPCB廃棄物を識別できる情報をセキュリティを確保した回線でJESCOに通知すること。

4. 運搬車両の軌跡地図等の情報提供

搬入者は、管理設備で表示・管理に供される軌跡地図等の情報をウェブ技術により、JESCOに提供すること。なお、JESCOに提供された軌跡地図の情報は、処理施設の処理情報センター内において、施設の見学者に対して表示するものとする。

5. 運行状況報告の提出

搬入者は、JESCOから運行状況報告の提出を求められた場合には、GPSシステムで把握した情報を整理して、速やかに提出すること。

6. 協議事項

GPSシステムの運用に関し、JESCOとの通信方法の詳細等についての事項はJESCOと協議して定めるものとする。